

主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、B所在の会社C支店（以下「支店」という。）において営業職として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月に赴任した支店長から1年余りにわたり人間としての尊厳を否定するようなパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け続けたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D診療所に受診し「メニエル症候群」と診断され、同年〇月〇日、E病院に転医し「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書（乙54）において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月上旬頃としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 特別な出来事について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に類型されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 特別な出来事以外の出来事について

(ア) 請求人は、F支店長が赴任して3か月目くらいから同部長に目をつけられ、当時請求人の体重が○kgであったところ、以降、同部長から名前と呼ばれることなく、他の社員の前で「○号」と呼ばれていた旨主張している。

この点、F支店長は、聴取書において、「冗談で何回か言ったことがあるかもしれない」と述べているところ、G課長も、聴取書において、確かに、その当時、「○号」と呼ばれていたことがあったような気がする旨や、実際に、F支店長は職場に体重計を置いて太り気味の人の体重を確認していた旨述べている。上記申述等を踏まえれば、少なくとも平成○年○月頃以降、F支店長が請求人に対して「○号」と呼称していたことは紛れもない事実であり、他の社員も認識していたものと推認される。

F支店長は、冗談で言ったことがある旨述べるも、職場に体重計を置いて太り気味の人の体重を確認するという行為をも併せ勘案すれば、同人の言動は、平成○年○月頃以降継続して行われていたものとみるのが相当であり、業務指導の範囲を著しく逸脱した行為と言わざるを得ない。そうすると、当審査会としては、請求人が、他の社員の前でF支店長から「○号」と呼称され体重の確認もされ続けていたことは、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するとみるのが相当であり、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(イ) 請求人は、F支店長からミスをするとなルティとして飲食代を複数回負担させられた旨主張している。

請求人は、平成○年○月○日、F支店長及びH課長と客先で受注交渉を行った際、パンフレット等を持参し忘れたことでF支店長からペナルティだと言われ、レストランでの飲食代を負担させられた旨述べ、同出来事を裏付ける資料として、同日付けのレストランのレシート(3名分の食事代計○円)を提出している。また、請求人は、平成○年○月○日、F支店長と客先に赴くためコンビニエンスストアで待ち合わせた際、「俺を見たら、飲み物でも買って来い」と言われ、請求人は言われたとおりに購入した旨も述べ、同日付けのレシート(お茶代○円)を提出している。

この点に関し、F支店長は、聴取書において、「食事代とお茶代を1回ずつ出させたことがあります。金額は食事代が○円、お茶代が○円くらい

だったと思います。当時は遊びの感覚で出させました。このことで会社からは後に処分を受けました。」と述べている。同人自らがこれを認めていることからすると、F支店長がペナルティーとして請求人に飲食代を負担させていたことは、疑うべくもない事実であると思料する。

当審査会としては、上記のような事実が認められ、また、上記レシートに基づく請求人の申述を踏まえると、同経緯に係るF支店長の申述に信憑性が疑われる部分があることから、複数回同様のことがあったとする請求人の主張を言下に否定することはできないものと判断する。

そうすると、F支店長の行為については、仮にそれが遊びの感覚であろうと、上司としてはあるまじき行為であることは会社から処分を受けていることからしても明らかであり、複数回行われていた可能性も否定できないことを併せ勘案すると、当審査会としては、同主張についても認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するとみるのが相当であり、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

(ウ) 請求人の就労状況をみると、請求人は2週間以上にわたる連続勤務を①平成〇年〇月〇日から同月〇日、②同月〇日から同年〇月〇日、③同月〇日から同月〇日の計3回行っていることが認められる。

同出来事は、それぞれ、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものであるところ、請求人が休日出勤を行った前後の平日における退社時刻をみると、いずれの期間においても、外出後直帰した日を除く平均は午後10時前後であることが確認できる。そうすると、当審査会としては、請求人には平日の時間外労働だけではこなせない業務量が認められ、休日に対応しなければならない状況にあったものと推認できることから、その心理的負荷の総合評価は、いずれも「中」であると判断する。

ウ 以上を総合すると、請求人には認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」に該当する出来事及び同具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当する出来事がいずれも複数認められ、その心理的負荷の総合評価はいずれも「中」であるところ、請求人が心身共に抑圧された環境の下において、過重な労働にも従事せざるを

得なかった状況をも勘案すると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至るものと判断する。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の出来事の有無及び既往歴等の個体側要因は、調査結果によれば不明であり、業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したものとは認められない。

- 3 以上のおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものと認められ、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は失当であって、取消しを免れない。

よって主文のおり裁決する。